

安来市道占用料徴収条例

平成 16 年 10 月 1 日
条例第 191 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、道路法(昭和 27 年法律第 180 号。以下「法」という。)第 39 条の規定により、市が法第 32 条第 1 項の規定による道路の占用(以下「占用」という。)の許可を受けた者(以下「占用者」という。)から徴収する道路の占用料(以下「占用料」という。)の額及び徴収方法について定めることを目的とする。

(占用料の額及び計算方法)

- 第 2 条 占用料の額は、別表のとおりとする。ただし、1 件の占用料の額が 100 円に満たないときは、100 円とする。
- 2 占用料の額が年額をもって定めてあるものについて、当該占用期間が 1 年に満たない場合は、月割とする。
 - 3 占用期間が引き続き 2 会計年度以上にわたるときは、各年度ごとに当該年度に属する期間により占用料を算定する。
 - 4 占用料の額が月額をもって定めてあるものについて、当該占用期間が 1 月に満たない場合又は 1 月に満たない端数を生じた場合には、これを 1 月とする。
 - 5 占用面積が 1 平方メートルに満たない場合又は 1 平方メートルに満たない端数を生じた場合には、これを 1 平方メートルとする。
 - 6 占用物件の長さが 1 メートルに満たない場合又は 1 メートルに満たない端数を生じた場合には、これを 1 メートルとする。

(占用料の減免)

- 第 3 条 市長は、市道の占用が次の各号のいずれかに該当する場合には、占用料の全部又は一部を免除することができる。
- (1) 公共の用に供し、又は公益上必要な事業を実施するため道路を占用するとき。
 - (2) 恒例による祭典、縁日、売出等に際し臨時に道路を占用するとき。
 - (3) 道路に出入するための通路等を設け、又は排水施設を設けるため道路を占用するとき。
 - (4) その他道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれが極めて少ないと認められるとき。

(占用料の徴収方法)

- 第 4 条 占用料は、道路の占用の許可をした際にその全額を前納とする。ただし、占用期間が引き続き 2 会計年度以上にわたるものにあつては、占用の許可の日の属する年度に係る分については許可のあつた際に、その翌年度以降に係る分については各年度ごとに当該年度の始めに徴収する。
- 2 市長は、占用料を一時に金額の納付が困難であると認めるときは、前項の規定にかかわらず分割納付させることができる。

(占用料の還付)

- 第 5 条 既に納付した占用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するものであつてその事実が生じた日から 6 月以内に道路の占用者から占用料還付の請求があつた場合は、この限りでない。
- (1) 法第 71 条第 2 項の規定により占用の許可を取り消したとき。
 - (2) 天災その他の事由により道路の占用ができなくなったとき。
- 2 前項ただし書の規定により、道路の占用者に還付する占用料は、当該占用料の総額からその事実が発生した日までの期間の占用料に相当する月の月割計算による額を控除した額とする。

(延滞金)

第6条 法第73条第1項の規定により、占用料を督促した場合の延滞金の額及びこれらの徴収方法は、安来市延滞金徴収条例(平成16年安来市条例第67号)の例による。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の市道占用料徴収条例(昭和30年安来市条例第38号)、町道占用料徴収条例(昭和45年広瀬町条例第14号)又は伯太町道路占用料徴収条例(昭和31年伯太町条例第20号)(以下これらを「合併前の条例」という。)の規定により占用の許可を受けているものの占用料については、なお合併前の条例の例による。

附 則(平成19年3月27日条例第14号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年3月27日条例第16号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月26日条例第9号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年1月27日条例第1号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

別表(第2条関係)

占用物件		占用料	
		単位	単価
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	円 630
	第2種電柱		970
	第3種電柱		1,300
	第1種電話柱		560
	第2種電話柱		900
	第3種電話柱		1,200
	その他の柱類		56
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	6
	地下に設ける電線その他の線類		3
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	550
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	340
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	1,100
	郵便差出箱		470

	広告塔		表示面積 1 平方メートルにつき 1 年	2,000
	その他のもの		占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	1,100
法第 32 条第 1 項第 2 号に掲げる物件	外径が 0.07 メートル未満のもの		長さ 1 メートルにつき 1 年	24
	外径が 0.07 メートル以上 0.10 メートル未満のもの			34
	外径が 0.10 メートル以上 0.15 メートル未満のもの			51
	外径が 0.15 メートル以上 0.20 メートル未満のもの			67
	外径が 0.20 メートル以上 0.30 メートル未満のもの			100
	外径が 0.30 メートル以上 0.40 メートル未満のもの			130
	外径が 0.40 メートル以上 0.70 メートル未満のもの			240
	外径が 0.70 メートル以上 1.00 メートル未満のもの			340
	外径が 1.00 メートル以上のもの			670
法第 32 条第 1 項第 3 号及び第 4 号に掲げる施設			占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	1,100
法第 32 条第 1 項第 5 号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が 1 のもの	A に 0.004 を乗じて得た額	A に 0.004 を乗じて得た額
		階数が 2 のもの		A に 0.006 を乗じて得た額
		階数が 3 以上のもの		A に 0.008 を乗じて得た額
	上空に設ける通路			1,000
	地下に設ける通路			600
	その他のもの			1,100
法第 32 条第 1 項第 6 号に掲げる施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの		占用面積 1 平方メートルにつき 1 日	20
	その他のもの		占用面積 1 平方メートルにつき 1 月	200
道路法施行令(昭和 27 年政令第 479 号。以下「令」という。)第 7 条第 1 号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積 1 平方メートルにつき 1 月	200
		その他のもの	表示面積 1 平方メートルにつき 1 年	2,000
	標識		1 本につき 1 年	900
	旗ざお	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	1 本につき 1 日	20
		その他のもの	1 本につき 1 月	200

	幕(令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	その面積 1 平方メートルにつき 1 日	20
		その他のもの	その面積 1 平方メートルにつき 1 月	200
	アーチ	車道を横断するもの	1 基につき 1 月	2,000
		その他のもの		1,000
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占有面積 1 平方メートルにつき 1 月	200	
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			110	
令第7条第9号に掲げる施設並びに同条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場施設	建築物	占有面積 1 平方メートルにつき 1 年	A に 0.014 を乗じて得た額	
	その他のもの		A に 0.01 を乗じて得た額	
令第7条第12号に掲げる器具		占有面積 1 平方メートルにつき 1 年	A に 0.025 を乗じて得た額	
その他の占有物件		その都度市長が定める額		

備考

- 表示面積とは、広告塔又は看板広告類の表示部分の面積をいうものとする。
- 消費税法(昭和63年法律第108号)別表第1第1号により非課税とされるものを除くものについての占用料の額は、この表に掲げる額にそれぞれ消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額(当該額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。
- Aは、近傍類似の土地の時価を表すものとする。
- 第1種電柱とは電柱(当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。)を支持するものを、第2種電柱とは電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 第1種電話柱とは電話柱(電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。)を支持するものを、第2種電話柱とは電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。